

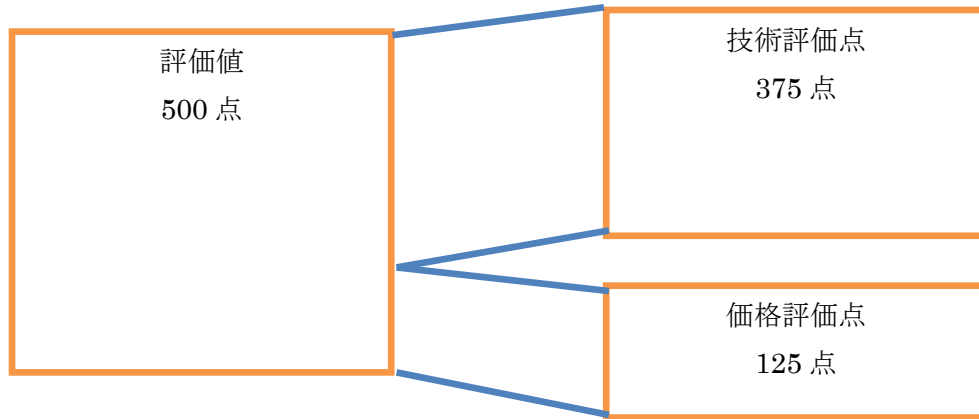
落札者決定基準

熊本市保健福祉情報システム再構築
及び運用保守業務委託

令和2年(2020年)6月
熊本市

1. 基本的な考え方

落札者の決定にあたっては、提案内容の評価に入札価格の評価を加算する総合評価方式を採用し、予定価格などの制限の範囲内において入札があった者のうち、総得点の最も高い入札者を落札者とする。



(1) 総合評価の方法及び落札者の決定方法

(2)及び(3)で評価した「技術評価点」及び「価格評価点」の合計点数（以下「評価値」という）が最も高い者を落札者とする。

「技術評価点」と「価格評価点」のバランスは、3対1とする。入札者の獲得する「評価値」は、「技術評価点」と「価格評価点」の単純な和となる。

$$\text{評価値 (500点)} = \text{技術評価点 (375点)} + \text{価格評価点 (125点)}$$

(2) 提案内容の評価

提案内容の評価は、別に定める「技術提案書評価項目表」に基づき提案内容の評価し「技術評価点」を与える。

(3) 入札価格の評価

入札価格については、後に示す計算式に基づき入札価格に対する点数（以下「価格評価点」という）を与える。

(4) 有効数字

「技術評価点」及び「価格評価点」の算出にあたっては、小数点以下1桁目で四捨五入する。

(5) 合計点数の最も高い者が2以上あるとき（同点のとき）の対応

ア. 入札者それぞれの「技術評価点」、「価格評価点」が異なる場合

「技術評価点」が高い者を落札者とする。

イ. 入札者それぞれの「技術評価点」、「価格評価点」が同じ場合

「入札金額」が低い者を落札者とする。なお、「入札金額」が同じ場合は、別途日を定め、くじ引きにより落札者を決定する。

2. 提案内容の評価

(1) 技術評価点について

ア. 評価について

「技術評価点」は、提案書の内容に基づき、以下の手順で行う。

(ア) 評価項目の大分類の設定、配点

次のとおり評価項目の大分類を設定し、以下のように配点を設定する。

<配点設定>

I 章	全体概要	:	60 点
II 章	業務システム	:	110 点
III 章	移行	:	25 点
IV 章	システム基盤	:	65 点
V 章	開発	:	35 点
VI 章	運用保守	:	45 点
VII 章	付帯作業	:	20 点
VIII 章	その他	:	15 点

(イ) 評価点の考え方

評価項目単位の採点は 0～5 点までの 6 段階で評価する。ただし、「技術提案書評価項目表」の「2 章 業務システム 1 基本的な考え方 ②システム機能」及び「③追加機能の提案」の評価点の考え方は「技術提案書評価項目表」に示す。

- A. 優れた提案は「4 から 5 点」の範囲で評価する
- B. 本市の調達仕様書に沿った一般的な提案であれば「3 点」(以下、基準点)とする
- C. 具体性、妥当性、実現性の低い提案は「1 から 2 点」の範囲で評価する
- D. 記述のないものは「0 点」とする

(ウ) 評価項目の加重点の考え方

評価項目の重要度に応じて、1～3 までの加重点を項目ごとに設定する。

(エ) 技術評価点の計算

技術評価点の計算は以下の式で行う。

項目評価点	=	評価項目の評価点×加重点
章の評価点	=	章内の項目評価点の合計
技術評価点	=	章の評価点の合計

イ. 落札者としない場合について

(ア) 技術評価点について

入札に参加するものが1者の場合も含め、「技術評価点」の合計が60%未満の場合には、落札者としない。

また、「技術評価点」の合計が60%以上の場合であっても、本市が特に重要と考える必須項目に対して1項目でも基準点に満たない場合には、落札者としてしない。なお、必須項目は別に定める「技術提案書評価項目表」で示す。

(イ) 「様式第18号 業務要件一覧記入様式」の必須項目について

必須項目において、1項目でも実現できない仕様があると判断される場合もしくは記載のない場合には、落札者としてしない。

3. 入札価格の評価

「価格評価点」の点数算出式は、次のとおりとする。

$$\text{価格評価点} = 125 \times (1 - \text{入札価格} \times 1.1 / \text{予定価格})$$

予定価格は、入札にあたっての評価のための数値であり、本市にて設定する。

なお、入札金額が予定価格を超えている場合は、落札者としてしない。

4. 評価値の算出方法

入札者の獲得する「評価値」は以下のように算出する。

$$\text{評価値} = \text{技術評価点} + \text{価格評価点}$$

以上